

坂城町議会告示第 1 号

坂城町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

坂城町議会議長

第 3 条第 5 号中「第 19 条の 4 第 1 項第 5 号」を「第 19 条の 4 第 1 項第 4 号」に改め、同条第 16 号中「第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第 201 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等」に改める。

様式第 1 号（第 9 条関係）中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

様式第 10 号（第 18 条関係）中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

様式第 16 号（第 23 条関係）中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の坂城町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の坂城町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。